

令和4年9月14日

事業主 殿
健保事務担当者 殿

観光産業健康保険組合
理事長 志村 格
(公印省略)

任意継続被保険者の標準報酬月額の算定について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当健康保険組合の事業運営に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。


さて、令和4年7月15日に開催された第107回組合会において、任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法に関する規約の変更が承認されました。

つきましては、下記のとおり算定方法を変更しますので、被保険者の皆様方にご周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 変更内容

健康保険法第47条第2項に基づき組合規約が変更されたことに伴い、任意継続被保険者の標準報酬月額の算定方法が次のとおり変更になります。

現行	任意継続被保険者の標準報酬月額は、次の①・②のうちいずれか少ない額とする。 ① 被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額 ② 当健康保険組合の全被保険者の前年度9月の標準報酬月額を平均した額に基づいた標準報酬月額（令和3年9月の平均標準報酬月額は340千円）
	
変更後	任意継続被保険者の標準報酬月額は、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額とする。

2. 施行日

令和5年4月1日から施行します。

3. 経過措置

施行日前に被保険者の資格を喪失した任意継続被保険者の標準報酬月額は、令和5年4月1日以降も現行の算定方法により決定した標準報酬月額を適用します。